**平成２２年（フ）第３９号**
茨城県牛久市ひたち野東５丁目24番地１―110
債務者　佐藤　美幸
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２２年（フ）第４４号**
茨城県守谷市けやき台５丁目14番地17、前住所茨城県守谷市小山317番地の14セザール取手西403
債務者　久保田　光
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２２年（フ）第１２号**
富山市西長江１丁目４番16―307号あかつきマンション
債務者　村井　直美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　富山地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１２６号**
兵庫県西宮市上ヶ原四番町３番11―403号、前住所兵庫県西宮市樋之池町20番22―101号
債務者　ダイタクテクノサービスこと　大宅　守男
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１５３号**
兵庫県西宮市今津真砂町１番３―703号
債務者　塚本　壽昭
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第２３８号**
兵庫県芦屋市公光町10番６号、前住所兵庫県芦屋市公光町３番15号
債務者　太田美紀子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第１７５号**
愛媛県西予市宇和町小原514番地
債務者　尾上　明久
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　松山地方裁判所宇和島支部

**平成２１年（フ）第１７６号**
愛媛県西予市宇和町小原514番地
債務者　尾上　絵美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　松山地方裁判所宇和島支部

**平成２１年（フ）第９２８号**
高知市横浜新町２丁目102番地　県住Ｒ９―303
債務者　中平　　文
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　高知地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第９６３号**
高知市一宮中町３丁目３番９号　一の宮ハイツ303号、申立時の住所高知市長浜4127番地長浜馬場ノ西75号
債務者　山中　智裕
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第３号**
高知県土佐郡土佐町田井957番地２　町営住宅中島団地３号
債務者　和田　政壽
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第１１１号**
高知市旭町２丁目22番地47　第２澤田ビル303号
債務者　髙見　純子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第１１４号**
高知市一宮東町５丁目18番３号　シャトーＫｏｕｃｈｉⅢ303
債務者　髙橋　直子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第１１７号**
高知市菜園場町４番６号　山本ビル401
債務者　谷脇　栄門
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第１２３号**
高知市福井町1766番地１　ハイツ吉松Ⅱ―２
債務者　細美　紀子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第１２４号**
高知県南国市大埔乙2314番地24
債務者　江川　　舞
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第１４６号**
高知市新本町１丁目12番17号、住民票上の住所高知市北本町４丁目６番46号
債務者　平泉　　修
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで　高知地方裁判所破産係